

広報みき広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三木町広告掲載要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定及び三木町広告掲載基準（平成19年11月1日施行、以下「掲載基準」という。）に基づき、町が発行する広報みきを媒体に実施する広告事業の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(広告掲載の基準)

第2条 広報みきに掲載する広告及び広告主については、要綱及び掲載基準に適合するものでなければならない。

(掲載する広告の基本姿勢)

第3条 広報みきに掲載する広告は、広報紙の主たる目的及び公共性並びに品位を損なうおそれのないものでなければならない。

(広告掲載の場所)

第4条 広告は、広報みきの町が指定するページに掲載するものとする。

2 広告掲載の規格は、縦が45ミリメートル、横が85ミリメートルを1枠とする。ただし、同一事業者が複数枠を掲載することができるものとする。

(広告取扱事業者の募集)

第5条 広告取扱事業者の募集は、広報みきの発行状況等を勘案して、その時期、仕様書等を決定し行う。

(広告取扱事業者の決定)

第6条 町長は、前条の募集に対し申込みがあったときは、第2条及び第3条の規定に基づき、申込者及び申込みの内容について審査し、広告取扱事業者を決定する。この場合において、申込者が複数の場合の決定に当たっては、町の利益が最大となるよう決定する。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかにその結果を決定広告取扱事業者（以下「契約業者」という。）に通知し、契約業者と三木町広報紙広告事業に関する契約書を締結する。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広報みきに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該広告の見本を添えて契約業者に申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた契約業者は、要綱、掲載基準及びこの要項に反していないことを確認の上、三木町広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿、これに関係する資料等を添え町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(広告掲載の承認)

第8条 町長は、前条の規定により広告の掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、三木町広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）によりその旨を契約業者に通知するものとする。

(掲載原稿の提出等)

第9条 契約事業者は、掲載承認を受けた広告の版下原稿を掲載予定号の発行日の前月10日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の版下原稿の作成に伴う費用は、契約事業者の負担とする。

3 掲載広告の印刷校正は、契約事業者が行うものとする。

4 掲載広告に関する一切の責任は、契約事業者が負うものとする。

(広告料の納付)

第10条 契約事業者は、町長が指定した期日までに掲載料金(以下「広告料金」という。)を納付しなければならない。

(広告料金の還付)

第11条 町長は、広報紙の編集上支障があると認めたときは、広告の掲載をしないことができる。この場合において、既納の広告料金があるときは、これを還付するものとする。

(権利譲渡に対する承認の取消し)

第12条 第8条の規定により承認した広告の掲載について、契約事業者がその権利を他に譲渡した場合は、承認を取り消すものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項は、令和4年広報みき5月号から掲載する広告に適用し、令和4年広報みき4月号以前に係る広告は、なお従前の例による。

(広報みき広告募集要項の廃止)

3 広報みき広告募集要項(平成19年11月1日施行)は廃止する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

三木町長 殿

三木町広報紙広告掲載申込書

申請者 住所（所在地）
名称
代表者氏名
連絡先

㊞

広報みき広告募集要項第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体の種類	広報みき
広告掲載期間	年 月号から 年 月号まで
広告掲載枠数	
広告の内容	
備考	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木町広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、広報みき広告募集要項第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

広告媒体の種類	広報みき
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告掲載期間	年 月号から 年 月号まで
広告掲載枠数	
備考	